

【諮問第245号】

24川情個第27号
平成25年1月17日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 青柳 幸一

公文書開示請求に対する部分開示処分に関する異議申立てについて（答申）

平成23年5月23日付け23川建管第149号で諮問のありました、公文書開示請求に係る部分開示処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

【諮問第245号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分の判断は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

- (1) 異議申立人は、平成23年4月12日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「川崎市麻生区〇〇〇〇の地籍調査成果である土地境界点座標及びそれに基づく面積」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を「川崎市麻生区〇〇〇〇に関する一筆座標面積計算書」と特定し、座標値、面積及び地目が条例第8条第1号に規定する不開示情報に該当するとして、平成23年4月15日付けで部分開示処分を行った。
- (3) 異議申立人は、平成23年4月22日付けで、不開示とされている部分のうち座標値及び面積を開示すべきとして、部分開示処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第245号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成23年4月22日付け異議申立書、同年7月2日付け意見書、24年6月22日実施の口頭意見陳述及び同年9月14日付け意見書によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 土地境界点の座標値及びそれに基づく面積（以下「座標値及び面積」という。）を一般の人の利用に供することが国土調査の目的の一つであること、当該情報は税金で作った情報であること、また、神奈川県が作成したパンフレットで当該情報を公開していることから、当該情報は個人情報には該当しない。
- (2) 座標値及び面積を横浜市では全面公開しており、他の市町村でも同様の扱いである。また、国土交通省及び神奈川県の地籍調査の担当者を確認したところ当該不開示情報を開示していないのは川崎市だけのことである。
- (3) 地籍調査は国費50%、県費25%及び市費25%の税金で行われており、納税者であれば見ることはできるはずである。また、誰でもその成果を利用できるように一般公開するという事業の目的からも外れている。

- (4) 国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第21条第2項において国土調査の成果を一般の閲覧に供することとされており、その成果の一つとして国土調査法施行令（昭和27年政令第59号。以下「施行令」という。）第2条第2項において「国土交通省令で定める」としている。この国土交通省令で定められた成果には、一筆座標面積計算書が該当すると考えられるため開示すべきである。

4 実施機関の主張要旨

平成23年6月24日付け処分理由説明書、24年4月27日実施の口頭による処分理由説明、同年7月30日実施の口頭による処分理由説明及び同年9月12日付け補充処分理由説明書によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

- (1) 座標値及び面積は、川崎市と個人である土地所有者しか知り得ない情報であり、個人の財産を特定しうる情報であるため条例第8条第1号に該当し不開示情報である。
- (2) 法第21条第2項において閲覧に供することと定められているのは、地籍図及び地籍簿であり、一筆座標面積計算書に記載されている座標値及び面積は含まれていないため、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報である条例第8条第1号ただし書アには該当しない。
- (3) 土地境界の確認において、土地所有者の権利主張が相反する場合や所有地の情報を隣地所有者等に知られたくない場合があるため、細心の注意を払って立会調査を行っている。一般の閲覧に供しない座標値及び面積が開示されてしまうことにより、上記のようなケースにおいて事業協力を拒否される等、今後の地籍調査事業を円滑に進めることが出来なくなるおそれがあるため、当該情報は条例第8条第4号に該当し不開示情報である。

5 審査会の判断

- (1) 異議申立人は、川崎市麻生区〇〇〇〇の土地（以下「本件土地」という。）に関する一筆座標面積計算書中、座標値及び面積の開示請求を行ったところ、実施機関がこれらを不開示としたことに対し、処分の取消しを求めている。

そこで、以下、上記の座標値及び面積を開示すべきか否かについて検討する。

- (2) 「個人に関する情報」及び「特定の個人を識別することができる情報」の該当性

実施機関に対する公文書の開示請求について、条例は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を不開示としている（条例第8条第1号本文）。

そこで、本件を検討するに、本件不開示部分は、個人の私有地の座標値及び面積であって、個人に関する情報である。そして、本件座標値及び面積が記載されている一筆座標面積計算書中、本件土地の所在及び地番は開示されており、地番のほか所有者の氏名等を何人にも公開している不動産登記簿の記載と照合することにより、特定の個人を識別することができる。

したがって、本件座標値及び面積は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当する。

(3) 「法令の規定等により公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の該当性

ア 条例第8条第1号ア

条例は、個人に関する情報であっても、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、開示するとしている（条例第8条第1号ア）。そこで、本件座標値及び面積が、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するの否かを検討する。

イ 本件の検討

本件土地に関する地籍図及び地籍簿は、神奈川県知事の認証を受ける前であるところ、異議申立人は、この場合における一筆座標面積計算書の開示を求めている。

この点、法第21条第2項は、「都道府県知事又は市町村長は、国土交通大臣、事業所管大臣又は都道府県知事が認証して送付された国土調査の成果の写しを保管し、一般の閲覧に供しなければならない」とする。そして、国土調査の成果とは、地図及び簿冊をいい、地籍調査においては地籍図及び地籍簿をいう（法第2条第1項第3号及び第5項、第19条第1項、施行令第2条第1項第9号及び第11号、同条第2項）。とすると、法第21条第2項で一般の閲覧に供されるのは、あくまでも認証を受けた地籍図及び地籍簿であって、一筆座標面積計算書を対象としていない。

加えて、地籍図及び地籍簿には、一筆座標面積計算書にある「座標値」の記載がないことから（施行令第2条第1項第9号及び第11号、

同条第2項)、国土調査法に基づき、地籍図及び地籍簿が認証を受けて一般の閲覧に供される場合であっても、「座標値」が一般の閲覧に供されるものではないし、地籍簿及び一筆座標面積計算書に記載のある「面積」についても、地籍図及び地籍簿が認証を受けるまでの間に変更の可能性がある以上、認証前のものが公にされるとは限らない。

さらに、地籍図及び地籍簿が認証を受けた場合には、これらの写しが法務局に送付されるが、法務局においても、一筆座標面積計算書を公にし、又は公にすることを予定していない。

また、実施機関が神奈川県内の地方公共団体に対し、平成24年に行った地籍調査成果の情報提供についてのアンケート結果によると、地籍図及び地籍簿が認証を受け、かつ、これらが法務局に送付された後も、土地所有者及び同人から委任を受けた者以外の第三者に対し、一筆座標面積計算書を開示していない地方公共団体や、法務局送付前は第三者に対し不開示とする地方公共団体が存在するなど、様々であった。したがって、一筆座標面積計算書の開示について、確立した取り扱いはなく、公にし、又は公にすることを予定する慣行があるとはいえない。

以上から、本件の地籍図及び地籍簿が認証を受ける前である一筆座標面積計算書について、当該文書を公にし、又は公にすることを予定する法令はなく、慣行もあるとはいえない。

すなわち、本件一筆座標面積計算書中、不開示とした座標値及び面積は、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。

(4) その他の不開示部分及び不開示の理由等について

ア 一筆座標面積計算書中の「地籍調査後の地目」について

実施機関は、本件一筆座標面積計算書中、「地籍調査後の地目」についても不開示としているが、異議申立人は、開示請求の対象としておらず、異議申立ての対象になっていないと解される。なお、仮に異議申立ての対象であったとしても、本件の場合、前述の「面積」と同様に、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。

イ 条例第8条第4号の該当性について

実施機関は、本件一筆座標面積計算書の座標値及び面積の不開示理由として、前述の条例第8条第1号の該当性に加えて、当審査会に対する処分理由の説明や平成24年9月12日付け補充処分理由説明書から、条例第8条第4号の該当性を主張していると考えられる。

しかし、前述のとおり、本件座標値及び面積は、条例第8条第1号に

該当することから、条例第8条第4号の該当性を判断するまでもない。
ウ なお、実施機関の異議申立人に対する本件開示請求承諾通知書（部分開示）の「開示することができない部分及び理由」の欄には、その理由として、「条例第8条第1号該当 個人情報に係るため」と記載されるにとどまっていた。しかし、条例が公文書の不開示理由を付記すべきとしている趣旨は、実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保しその恣意を抑制するとともに、不開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えることにあると解される。とするならば、本件においても、不開示の理由について上記にとどまらず、具体的に記載すべきであったことを付言する。

(5) 結論

以上から、実施機関が行った本件座標値及び面積の不開示処分は妥当である。

以上の次第で、審査会の結論記載のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 大 関 亮 子
委員 木 村 琢 磨
委員 人 見 剛
委員 葭 葉 裕 子